

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中目次の改正規定(第三十七条を「第三十七条の二」に改める部分に限る)、第四条第三項の改正規定、第二十条第三項の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三章第六節第三十七条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十三条の七第一項の改正規定、第一百十條の二第三項の改正規定、第一百十九條第一項第二号の改正規定、第一百二十條第一項第八号の改正規定及び第一百二十一条第一項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中第九十二条の二第一項の表の改正規定(同表の備考一の1中「第一百一条第五項を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分及び同表の備考一の5に係る部分を除く)、第六十六条の改正規定(更新をし)の下に「、第一百一条第六項の規定による通知をし」を加える部分に限る)、第六十七条の六の改正規定、第六十八条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第六十八条の三の三の次に二条を加える改正規定及び第一百二十條第一項に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(免許等に関する経過措置)
第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、第二条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十二条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新法第九十六条の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の道路交通法第八十九条第一項の規定により免許の申請をしている者については、適用しない。
(国家公安委員会への報告に関する経過措置)

第四条 新法第六十六条及び第七十七条の六の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第六十二条第六項及び第七十七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。
(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第五条 新法第八十条の三の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に自転車の運転に関し新法第八十条の三の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。
(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第一百十七條の四第二号」を「第一百十七條の二の二第一号」に改め、同項第二号中「第一百十七條の二の二第一号若しくは第五号」を「第一百十七條の二の二第三号若しくは第七号」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)
第八条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第一百十七條の二の二第六号及び第七号、第一百十七條の四第三号」を「第一百十七條の二の二第八号から第十号まで」に改め、同項の表第一百十七條の二第五号の項の次に次のように加える。

第一百十七條の二の二第八号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
---------------	---

第十九條第一項の表第一百十七條の二の二第六号の項中「第一百十七條の二の二第七号」を「第一百十七條の二の二第九号」に改め、同表第一百十七條の二の二第七号の項中「第一百十七條の二の二第十号」に改め、同表第一百十七條の四第三号の項を削り、同条第二項中「第一百十七條の二の二第六号及び第七号、第一百十七條の四第三号」を「第一百十七條の二の二第八号から第十号まで」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第九條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
別表道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の項中「第一百一条第一項」の下に「、第一百一条の二第一項」を加え、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に、「第五項、第一百一条の二第三項」を「第六項、第一百一条の二第四項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝
国土交通大臣 太田 昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成二十五年六月十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十四号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 目次
- 第一章 内閣関係(第一条―第五条)
- 第二章 総務省関係(第六条―第十四条)
- 第三章 文部科学省関係(第十五条―第十八条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十九条―第三十六条)
- 第五章 農林水産省関係(第三十七条―第四十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第四十六条―第四十九条)
- 第七章 国土交通省関係(第五十条―第七十条)
- 第八章 環境省関係(第七十一条―第七十四条)

第九条の見出しを「(臨時委員)」に改め、同条中「委員及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。
特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

第十二条第二項中、「第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」とを削り、「二、児童福祉」を「一、児童福祉」に」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。
(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第二十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第五十八条の十三第三項を削り、同条第四項中「委員」を「麻薬中毒審査会の委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。
(あへん法の一部改正)

第二十九条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第四項中「行い」の下に「意見があるときはその」を加え、「附して」を「付して」に改める。
(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正)

第三十条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「定める」を「定め、都道府県にその写しを送付する」に改める。
(薬事法の一部改正)

第三十一条 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「第十条」の下に「(第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
第三十九条第二項中「都道府県知事」の下に「その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。」を加える。

第六十九条第二項中「又は店舗販売業」を「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは賃貸業」に、「又は店舗の」を「店舗又は営業所の」に改める。
第八十三条第一項中「及び第十条」の下に「(第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を、「準用する。」との下に、「第三十九条第二項中「都道府県知事(その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「又は店舗販売業」を「店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは賃貸業」に、「又は店舗の」を「店舗又は営業所の」に改める。
(薬剤師法の一部改正)

第三十二条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第九項中「当該処分」の決定についての意見を記載した意見書を作成し「及び」添えて「を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第八条第十項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調査及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十六項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)
第三十三条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第五条第四項を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第三十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第十一条の見出し中「進捗状況」を「進捗状況」に改め、同条第一項中「行う」を「行うものとする」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。
第十二条第二項中「厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告する」に改める。
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第三十五条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。
第三十四条第二項中「厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。
(介護保険法の一部改正)
第三十六条 介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
二 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
第五十九条第一項第一号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
第七十条第二項第五号の三中「第七十八条の二第四項第五号の三」の下に、「第七十九条第二項第四号の三」を、「第百十五号の三」の下に、「第百十五号の二」の下に、「第百十五号の二」の下に「第百十五号の三」を加え、「及び第百十五号の二」を「第百十五号の三」に改める。
第七十一条第二項第四号の三」に改める。

第二條 水基本調査基礎計画(昭和二十八年総理府令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「第五條」を「第十二條」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三條 土地分類基本調査基礎計画(昭和二十九年総理府令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「第十一條」を「第十二條」に改める。

第四條 地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令(昭和三十三年総理府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第四條の五」を「第九條」に、「添付書類」を「添付書類」に改める。

第九條第二項中「第六條の三第五項」を「第六條の三第二項」に「公示された」を「定められた」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六條 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の八中「第十條の四第一項」を「第十條の四」に改める。

第七條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「第三十六條第一項」を「第三十六條」に改める。

第三十三條 削除

この省令は、公布の日から施行する。

告示

厚生労働省告示第九百九十七号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八條第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(平成二十四年厚生労働省告示第五百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

第2の1の1中「行い」を「行うこと」が「実施」であり「公表すること」が「実施」であることと改め、同一の2中「第一期」を「第二期」に改め、同一の2中「平成30年度」を「平成31年度」に改め、その結果を公表することが必要である」と「行うこと」が「実施」であり、その内容を公表することとする。なお、第一期「高年齢者医療費適正化計画」についても、第一期「高年齢者医療費適正化計画」の翌年度である平成31年度に「田村の達成状況を中心とした実施評価を行うこと」が「実施」であり、その内容を公表することとする。ことに、厚生労働大臣に報告することとする。」に改める。

農林水産省告示第九百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 静岡県榛原郡川根本町下長尾字通ボツ一九八八の八三、一九八八の二一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 一の森林については、主伐は、択伐による。
字通ボツ一九八八の八三・一九八八の二一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第九百五十号

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区牛妻字丹野口一五〇の一、一五六二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 一の森林については、主伐は、択伐による。
字丹野口一五六二(次の図に示す部分に限る。)

農林水産省告示第九百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区梅ヶ島字横道上二九一九、二九二〇、二九二一の一、二九二一の三
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 一の森林については、主伐は、択伐による。
字横道上二九一九・二九二〇・二九二一の一・二九二一の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第九百五十二号

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 静岡県富士宮市内房字塩出一九六二の二・一九六四の二・一九六六の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)